

社会福祉法人ひじり会
指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひじり会が設置経営する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の運営及び利用について、必要な事項の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分)

第3条 指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業の遂行のために、次の職員を置く。

但し、介護老人福祉施設ひじり園と兼任する。

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職員 | 6名 |
| (4) | 看護職員 | 1名 |
| (5) | 医師 | 1名（非常勤） |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名（非常勤含む） |
| (7) | 管理栄養士 | 1名 |

2 前項に定める職員数については、指定基準に基づくものであり、必要に応じ、予算の範囲内でその他職員を置くことができる。

(職員の職務分掌)

第 4 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 管理者 | 管理業務に従事する。 |
| (2) | 生活相談員 | 利用者の日常生活等の相談、助言を行う |
| (3) | 介護職員 | 食事、入浴等の提供に伴う介護を行う |
| (4) | 看護職員 | 健康状態の確認を行う |
| (5) | 医師 | 利用者の診断・加療を行う |
| (6) | 機能訓練指導員 | 日常生活を営むのに必要な減退を防止する為の訓練を行う |
| (7) | 管理栄養士 | 献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導を行う（外部業者に委託、施設側はその業務全般を点検、確認を行う） |

第3章 定員

(利用定員)

第 5 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の定員は 8 名とする。又、空床利用定員は空きベッド数に応じた人員とする。

第4章 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第 6 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 利用者の心身の状況に応じ、ライフスタイルを尊重しながら、自立支援と居宅生活の充実に資するよう専門的知識・技術をもって介護する。
2. 利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
3. 日常生活を送る上で、必要な身体機能の改善又は、維持の為の機能訓練を行なう。
4. 利用者の家族の心身の状況にも気を配り、短期入所生活上での本人の様子も伝えるように心掛ける。
5. 利用者又はその家族に対し、相談及び援助を行う。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料)

- 第 7 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額(介護保険負担割合証に提示された割合に応じて)とします。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
- 一 食事の提供に要する費用(食材費及び調理費用相当額)
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 送迎に要する費用
 - 五 理美容代
 - 六 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者またはその家族の同意を得ます。

(送迎の実施地域)

第 8 条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- ① うきは市
- ② 久留米市東部地域
- ③ 朝倉市(旧朝倉町、旧甘木市)
- ④ 三井郡大刀洗町
- ⑤ 久留米市北野町

第 5 章 サービス利用にあたっての留意事項

(健康保持)

第 9 条 利用者は努めて健康に留意すること。

(入所生活上のルール)

第 10 条 利用者が、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項に留意すること。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で、喫煙又は飲酒してはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

第6章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員及び介護予防短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に、資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第12条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由がなく指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介、その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

- 第15条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第16条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前には、なされるよう必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

- 第17条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第18条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を法的代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報を提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

- 第19条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第22条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用申込者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

5 自らその提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第23条 相当期間以上にわたり、継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員及び介護予防短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 管理者は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用申込者又はその家族に対し、その内容について説明する。
- 3 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介 護)

第24条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは随時取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第25条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするものとする。

(機能訓練)

第26条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な、生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第27条 医師及び看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持に努める。

- 2 看護職員、又は医療機関等との連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う。
- 3 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所定のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第28条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第29条 楽しい日常生活を送る上で、必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者と家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第30条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他、不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第31条 施設は、入所者に対するサービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第32条 施設は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防署や地域住民と連携して行うよう努める。
 - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防署や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

- 第33条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

- 第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第35条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行うものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

第10章 その他の運営に関する事項

（掲示）

第36条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト(法人のホームページ等、または、情報公表システム上を活用)にも掲載する。

（個人情報の保護）

第37条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第39条 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者の苦情に、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出、若くは提示の求め、又は当該保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第40条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的を実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第41条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第42条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から各事項の定められた管理期間、保管するものとする。

(附則)

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひじり会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成13年2月10日(届出) 1月1日より一部改正する。

平成13年6月 8日(届出) 6月1日より一部改正する。

平成14年3月10日(届出) 3月1日より一部改正する。

平成14年7月10日(届出) 7月1日より一部改正する。

平成15年4月17日(届出) 4月1日より一部改正する。

平成16年10月25日(届出) 11月1日より一部改正する。

平成17年9月27日(届出) 10月1日より一部改正する。

平成18年2月17日(届出) 4月1日より一部改正する。

平成18年3月31日(届出) 4月1日より一部改正する。

平成21年4月2日(届出) 4月1日より一部改正する。

平成21年5月14日(届出) 6月1日より一部改正する。

平成22年6月29日(届出) 6月1日より一部改正する。

平成23年6月24日(届出) 7月1日より一部改正する。

平成23年9月28日(届出) 9月1日より一部改正する。

平成24年4月17日(届出) 4月1日より一部改正する。

令和 元年4月1日から一部改正する。

令和 3年4月1日より一部改正する。

令和 4年4月1日より一部改正する。

令和 6年9月1日より一部改正する。